

岡崎文化協会後援名義の使用及び岡崎文化協会賞の交付に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、岡崎文化協会（以下「協会」という。）が、後援名義を使用させる場合、及び岡崎文化協会賞の交付を行う場合（以下「後援等」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(承認の基準)

第2条 協会は、次の各号のいずれにも該当する事業に対して後援等の承認を行う。

- (1) 協会に加入している団体又は会長が適当と認める団体が実施する事業、若しくは岡崎市が主催又は共催する事業
- (2) 目的及び内容が明確であり、文化団体の育成及び市民文化の向上に資する事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援等を行わないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 営利又は商業宣伝の意図があると認められるもの
- (3) 特定の政治団体又は宗教団体若しくは宗派を宣伝し、支持し、又は反対する意図があると認められるもの
- (4) 岡崎市暴力団排除条例（平成23年12月1日条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団と関係があること又はそのおそれのあるもの
- (5) その他後援等を行うことが適当でないもの

(申請手続)

第3条 協会の後援等を受けようとする者（以下「主催者」という。）は、その事業開催日の30日前までに後援名義使用承認申請書（様式第1号）又は岡崎文化協会賞交付申請書（様式第2号）に次に定める書類を添付し、協会に提出しなければならない。ただし、会長が特別の事由があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 当該事業の開催要項やプログラム等、事業の目的及び内容を明確に確認できる書類

- (2) 規約、定款、沿革、名簿等、主催者の概要を明らかにすることができる書類

2 後援等を受けようとする事業が、過去に後援等を受けている場合は、前項2号の添付を省略することができる。

(承認の決定)

第4条 協会は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認することが適当と認めるときは決定するものとする。

2 後援等の承認の決定は、事務局長の専決とする。

3 後援等を承認したときは、申請書を受理した日から14日以内に主催者に対し後

援名義使用承認書（様式第3号）又は賞交付承認書（様式第4号）により通知するものとする。

（事業内容等の変更）

第5条 主催者は、後援等の承認を受けた事業の内容に変更があった場合は、変更届（様式第5号）に、第3条第1項第1号に掲げる書類のうち変更後のものを添えて速やかに協会に届け出なければならない。

（承認の取消し）

第6条 協会は、後援等を承認した事業が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認を取り消すことができる。

- （1）申請書の記載事項に虚偽が判明したとき
- （2）第2条第1項各号の規定に違反することが判明したとき
- （3）第2条第2項各号の規定に該当することが判明したとき
- （4）その他協会が取り消す必要があると認めたとき

2 事業実施後において前項の規定に該当することが判明した場合は、今後、その団体の事業に対する後援を行わないものとする。

（完了の報告）

第7条 主催者は、事業が終了したときは、事業実績報告書（様式第6号）及びプログラム等の事業実施内容が確認できる書類を、事業が終了した日から30日以内に協会に提出しなければならない。

（中止の報告）

第8条 主催者は、事業を中止したときは、事業を中止した日から30日以内に事業中止報告書（様式第7号）を協会に提出しなければならない。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。